

郵便はがき

50 円

〒100-8977

東京都千代田区霞が関1丁目1-1
法務省

法務大臣 江田五月様

【差出人】

氏名

住所

DATE
日付

法務大臣 江田五月様

難民および難民認定申請者の人権を守るために、 直ちに難民認定制度の見直しに着手してください

今年、国連採択60周年を迎える難民条約は、政治・宗教などの理由による迫害から逃れてきた人びとを保護する国際的な人権擁護の枠組みとして、大変重要な役割を果たしてきました。日本もこの条約に加入して30周年を迎えますが、いまだに国連機関からの改善勧告を受けているように、保護を求める難民認定申請者の多くを難民と認めていません。また、認定申請の結果を待つ間の政府による支援は限定的で、彼らの生活は非常に不安定です。

難民、および難民認定申請者の人権を守るために、直ちに入国管理・難民制度の見直しに着手してください。

- ① 難民認定審査は、国際難民法、国際人権法、並びに難民認定申請者の出身国の状況について専門的な知識を持ち、独立性と専門性のある機関によって行われることを保障してください。
- ② 難民認定申請者の収容を回避するため、全件収容主義を直ちに見直してください。すなわち、収容代替措置が法律上および事実上設置され、収容は合理的な目的を成し遂げるために代わる手段のない場合のみに行われることを保障してください。